

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月24日
【会社名】	ソレイジア・ファーマ株式会社
【英訳名】	Solasia Pharma K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒井 好裕
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目11番1号
【電話番号】	03-5843-8046
【事務連絡者氏名】	経理部長 畠田 康光
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目11番1号
【電話番号】	03-5843-8046
【事務連絡者氏名】	経理部長 畠田 康光
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	第15回新株予約権証券 その他の者に対する割当 2,176,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,069,376,000円 (注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第15回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	544,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
発行価額の総額	2,176,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり4円 （本新株予約権の目的である株式1株当たり0.04円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2025年4月9日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ソレイジア・ファーマ株式会社 管理本部 東京都港区芝公園二丁目11番1号
払込期日	2025年4月9日
割当日	2025年4月9日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 霞が関支店 東京都港区西新橋一丁目3番1号

(注) 1. 第15回新株予約権証券（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、2025年3月24日付の当社取締役会決議によるものです。

2. 申込み及び払込みの方法は、当社はマコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）との間で本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## （２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式（別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義）54,400,000株（割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義）は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、各修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記7.(1)に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除く。）をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は21円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5 行使価額の上限 設定しない。</p> <p>6 割当株式数の上限 54,400,000株（2024年12月31日現在の当社発行済普通株式総数218,458,910株に対する割合は、24.90%（小数第3位の端数を四捨五入した値））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>7 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 1,144,576,000円（本新株予約権の発行価額の総額2,176,000円に下限行使価額である21円で本新株予約権が全部行使された場合の1,142,400,000円を合算した金額）。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。</p> <p>8 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権付株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式54,400,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 行使価額は、当初38円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 本第3項(2)を条件に、行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額）に修正される。</p> <p>(2) 下限行使価額は21円（但し、本欄第4項による調整を受ける。）とする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。</p> <p>4 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下、本項目において「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,069,376,000円</p> <p>(注) 全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2025年4月10日から2028年4月10日までの期間とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 霞が関支店</p>

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って20取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項（以下「本新株予約権発行要項」という。）の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>3. 当社は、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約において、割当予定先の関連会社への譲渡を除き、当社取締役会による事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 募集の目的及び理由

当社グループは、現在、当社と連結子会社であるSolasia Medical Information Consulting (Shanghai) Co. Ltd.及び持分法適用関連会社1社で構成されており、日本及び中国を中心とするアジア諸国のがん領域の医療に貢献するため、海外又は国内の製薬企業又はバイオベンチャー企業から有望な新薬等候補品を導入し、日本及びアジア諸国における臨床試験を中心とした開発活動を通じ、製品を医薬品市場に供給するスペシャリティファーマです。

当社が現在有する5つの既存製品・開発品は全てがん領域医薬品等です。当社は、今後も抗がん剤及びがん支持療法と抗がん剤副作用処置薬剤を中心として開発品ポートフォリオ拡充を図る予定です。現在、当社の製品・開発品ポートフォリオのうち、3製品（Sancuso®（開発コード：SP-01）ダルピラス®（一般名：ダリナパルシン、開発コード：SP-02）及びエピシル®口腔用液（開発コード：SP-03）は既に販売を開始しております。

当社は、『患者さんの明るい未来のために、より良い医薬品を提供してゆきたい』というミッション実現に向け、がんに罹患している患者さん、抗がん剤副作用に直面している患者さん、さらに医療従事者の期待に応える必要があると考えています。がん領域新規薬剤に対する医療現場からのニーズは今後も高まる状況にあり、当社は、アンメット・メディカル・ニーズ（注）に応えるための開発品の導入・開発に努め、当社の製品を世界の患者さんに届けるべく、開発投資に邁進することが重要であると考えております。

このような理念のもと、当社は、下記「(2) [手取金の使途]」に記載したとおり、Isofol Medical AB（本社：スウェーデン王国 ヨーテボリ、以下「Isofol社」といいます。）が2024年2月にSP-05の臨床開発再開方針を決定したことを契機に、Isofol社の今後の臨床試験計画を含めて検討を継続してまいりました。その結果、当社として、患者数が多い大腸がんの標準化学療法を目指すSP-05の開発が成功した暁には、医療現場への大きな貢献となるほか、当社にとって大きな事業収益をもたらすことが期待できることから、2024年3月にSP-05の開発を再開することを決定いたしました。その後、当社は、Isofol社の当該

臨床開発再開方針の実現性及び進捗を見定める必要があり、また、日本における第 b/ 臨床試験の第相パートからの参画を予定している当社としては、Isofol社において2025年度上半期に計画されている第 b/ 臨床試験の開始の蓋然性を確認する必要がありました。この度、ドイツの医薬品当局からの第 b/ 臨床試験開始許可を得たことの確認ができたことをもって、SP-05の開発費用に係る財源を確保するため、割当予定先からの提案である第三者割当の方法での本新株予約権の発行による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）の実施を決定いたしました。

（注）アンメット・メディカル・ニーズとは、未だ有効な標準的治療法が見つかっていない疾患に対する医療上の必要性を意味し、患者さんや医師から強く望まれているにもかかわらず有効な既存薬や治療がない状態をいいます。

## (2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、本資金調達に際し、医薬品開発を中心とする資金使途、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(3) 本資金調達の特徴 <他の資金調達方法との比較>」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(3) 本資金調達の特徴」に記載の「<メリット>」及び「<デメリット>」を総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当の方法での本新株予約権の発行による資金調達（本資金調達）を採用することといたしました。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

当社が割当予定先に対して行使期間を3年間とする本新株予約権544,000個を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は54,400,000株です。

本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。

また、当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結予定の本買取契約の規定により、当社が不行使期間の指定（「(3) 本資金調達の特徴」「<メリット>」ご参照）を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲を超えての行使を行わせないようにすることが可能となる予定です。なお、本買取契約において、本新株予約権の行使期間の満了日、割当予定先が本新株予約権の行使を完了した日、当社が本新株予約権の全てを取得した日又は本買取契約が解約された日のいずれか早く到来する日から12か月後までの間に、当社が当社株式等を第三者に発行等しようとする場合（但し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、吸収分割、株式交換及び合併に伴う当社の株式の交付、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション又は譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。また、導出入契約（ライセンス契約）に伴う提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（本買取契約締結日前にかかる態様での証券の発行により当社の株主となっていた者につき、本新株予約権の行使によって持株比率の希釈化が生じることを防止する目的で証券を追加発行する場合を含みます。また、当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。）を除きます。）には、割当予定先に対し、予定する発行額の全部若しくは一部について、引受け若しくは購入する意図があるかどうか、又は同等以上の条件を提案する意向があるか等を確認することとし、この場合、当社は、割当予定先が当社株式等の募集若しくは購入に参加することを希望しないか、同一条件若しくはより有利な条件で提案することができないことを当社に書面で確認した場合、又は当社が割当予定先に上記の機会を通知してから15日以内に割当予定先が当社に回答しなかった場合を除き、当社株式等を第三者に発行しないものとされる予定です。

本新株予約権の行使価額は、2025年4月10日以降、本新株予約権の行使期間の満了日（2028年4月10日）まで、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額）に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

本新株予約権を行使価額修正条項付としたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないリスクを回避するためであり、株価下落時においても行使価額が下限行使価額を上回る限りにおいては、行使価額が修正された方が、割当予定先による本新株予約権の行使が期待され、当社の予定する資金調達を円滑に行うことが可能となると判断したためです。本新株予約権の行使期間は、3年間（2025年4月10日から2028年4月10日までの期間）です。

### (3) 本資金調達の特徴

本資金調達は、上記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、割当予定先であるマツコーリー・バンク・リミテッドに対して発行される本新株予約権が行使されることにより、資本性の資金が調達されます。

本資金調達は以下の特徴を有しております。

#### <メリット>

##### 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される54,400,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権発行要項に従って調整されることがあります。

##### 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、20取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

##### 不行使期間

本買取契約において、不行使期間が定められる予定です。当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を合計6回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けるものとします。但し、本新株予約権発行要項に基づき当社による本新株予約権の取得通知がなされた後取得日までの期間は、不行使期間を定めることはできません。なお、不行使期間については、当社の株価動向等に鑑み定める予定です。また、不行使期間の指定を取締役会で決議した場合には速やかに開示する予定です。

##### 譲渡制限

本買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、割当予定先の関連会社への譲渡を除き、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

##### 株価上昇時の資金調達額増加の可能性

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。

#### <デメリット>

##### 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から本新株予約権発行要項に示される54,400,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じます。

##### 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

##### 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合や当社が行使価額を修正しない場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場売却した場合、当社の本質的な事業価値推移とは関係せずに当社株価が一時的に下落する可能性があります。

### 買取請求

本買取契約には、割当予定先は、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

( ) いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の東京証券取引所における本株式の普通取引の出来高加重平均価格が、2025年3月21日の東京証券取引所における本株式の普通取引の終値の50%（21円）（但し、「（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合

( ) いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金が、2025年3月21日（なお、同日を含みます。）に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金の50%（86,403,313円）を下回った場合

( ) 東京証券取引所における本株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合  
割当予定先により買取請求がなされた場合、当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買い取ります。割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないうことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払が必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

### エクイティ性証券の発行制限

本買取契約において、以下の内容が合意される予定です。

1) 本新株予約権の行使期間の満了日、2) 当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3) 当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び4) 本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。但し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、吸収分割、株式交換及び合併に伴う当社の株式の交付、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション又は譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。また、導出入契約（ライセンス契約）に伴う提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（本買取契約締結日前にかかる態様での証券の発行により当社の株主となっていた者につき、本新株予約権の行使によって持株比率の希釈化が生じることを防止する目的で証券を追加発行する場合を含みます。また、当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。）を除きます。

### <他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は、主に以下のとおりです。

#### 公募増資

株式による公募増資は、資金調達が増資時から実現するものの、調達に要する時間及びコストが割高であることや、1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

#### 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

#### 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフアリング）

いわゆるライツ・オフアリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、上記の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の

額に応じた資金調達が確実ではないため、また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため実施することができず、上場基準を満たしたとしても、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であるため、今回は具体的に検討しないことといたしました。

#### 第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、当該割当先が株式の中長期保有を前提とする当社事業の提携先である場合には、事業面及び資本政策面の双方において資金調達の有効な手法であると認識しており、過去においては日本化薬株式会社、伊藤忠商事株式会社やマルホ株式会社に対する第三者割当による新株式発行を行ってまいりました。他方で、今般の資本政策では、中長期の株式保有を前提とする事業提携先に該当する割当先候補は現時点で存在しないことから、今回は本手法の選択は行わないことと判断いたしました。

#### 外部借入れによる資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であり、借入れによる調達も検討対象となり得るものの、SP-05の臨床試験の再開プロセスに応じて一定期間にわたり継続的に開発資金を充当していく今回の資金使途からすると、借入れによる調達ではなく資本性調達が最適であるとの結論に至りました。また、今後の事業戦略推進において、機動性の高い有利子負債調達余力を残す観点からも、外部借入れによる資金調達は今回の資金調達方法としては望ましくないと判断いたしました。

これらに対し、割当予定先から提案された本資金調達方法は、当社が望んでいる資本性の資金を継続的に調達することを可能とするものです。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成することができ、望ましいものであると考えており、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本買取契約には、上記「(注)1.(3)本資金調達の特徴」及び下記「第3[第三者割当の場合の特記事項] 1[割当予定先の状況] e.株券等の保有方針」に記載した内容等が含まれます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は、当社代表取締役である荒井好裕及び当社取締役である宮下敏雄より、当社普通株式について借株（貸借株数上限：960,000株）を行う予定です。割当予定先は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行わないとのことです。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。
8. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,069,376,000	20,000,000	2,049,376,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（2,176,000円）に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（2,067,200,000円）を合算した金額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 払込金額の総額は、本新株予約権の全部が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

4. 当社は、調達した資金を充当するまでの間、銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定です。

5. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価値算定費用、信託銀行費用等の合計額です。

(2) 【手取金の使途】

当社は、2,049百万円を目途として資金調達を行います。その資金使途はSP-05の開発費用等を予定しております。具体的には、SP-05の第 b/ 相臨床試験の第 相パートに係る試験費用等（治験薬調達費用、治験実施費用を含みます。）として2025年から2026年の間に700百万円、第 相試験に係る試験費用等（治験薬調達費用、治験実施費用を含みます。）、当局申請費用として2027年から2029年の間に1,349百万円を充当することを予定しております。

当社は、開発品SP-05の日本国内権利を2020年に導入し、以後大腸がん治療薬としての開発活動を遂行してまいりました。しかし、SP-05につき、2022年に終了した国際共同第 相臨床試験において主要評価項目未達との結果となったため、当社は、その開発を一時中断いたしました。開発品SP-05の権利導入元である Isofol 社は、SP-05の新規医薬品としての可能性を追求するため、その後も、当該国際共同第 相臨床試験結果の事後再解析や、新たな非臨床試験を実施し、本有価証券届出書提出日現在、以下の知見を得ております。

- ・用量反応性に関する非臨床試験結果：SP-05用量増加は抗腫瘍効果増強をもたらす。
- ・国際共同第 相臨床試験事後再解析結果：試験実施計画書を厳格に遂行した患者群のみを解析対象とした場合、SP-05投与群は対照のロイコボリン投与群（現在の大腸がん標準化学療法）に比べて高い有効性が示された。

これら知見等を踏まえ、2022年の国際共同第 相臨床試験での主要評価項目未達の要因として、本有価証券届出書提出日現在、以下の見解を有するに至っております。

- ・SP-05の用法・用量が最適ではなかった可能性
- ・SP-05の用量は対照群（標準療法）の用量に相応でなかった可能性
- ・至適ではない投与レジメンが用いられていたものの、治験実施計画書の遵守率が高ければ、SP-05は現在の標準療法であるロイコボリンに対し優位性を示していた可能性

当社は、Isofol 社が、上記見解を踏まえ、2024年2月にSP-05の臨床開発再開方針を決定したことを受け、Isofol 社の今後の臨床試験計画を含めて検討を継続した結果、2024年3月19日付「SP-05開発再開決定及びSP-02中国権利導出状況に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、以下の評価とともにSP-05の開発を再開することを決定しております。

- ・SP-05の開発対象は、患者数が多い大腸がんの標準化学療法を目指すものであり、開発が成功した場合には、医療現場への大きな貢献となるほか、当社にとって大きな事業収益をもたらすことが期待できること
- ・SP-05は、過去に国際共同第 相臨床試験まで進んだ後期開発品であり、権利導入元である Isofol 社において国際共同第 相臨床試験における主要評価項目未達の原因が凡そ特定されたことから、新たな開発計画ではそれらの原因に対処することにより、開発成功可能性は相当程度高まると見込まれること

今般のSP-05臨床試験等の再開においては、SP-05の投与量や投与タイミング等につき従前の臨床試験から変更して実施される前提となることから、安全性確認を中心とする第 相臨床試験から行う必要があります。まずIsofol社において2025年度上半期に第 b/ 試験の開始が計画されておりますが、当社権利地域である日本で、当社は当該試験の第 相パートからの参画を予定しており、2025年度下半期以降での投資を行う計画にあり、今般の調達資金は当該試験の進捗等に応じてSP-05の第 b/ 相臨床試験の第 相パートに係る試験費用等として2025年7月から2026年12月の間に、第 相試験に係る試験費用、当局申請費用等として2027年1月から2029年12月の間に充当していく予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a. 割当予定先の概要

名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 1, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000, Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 G.R. スティーブン (G.R. Stevens AC) CEO S.グリーン (S. Green)
資本金	10,184百万豪ドル(連結)(1,004,244百万円/2024年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%

#### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社は当該会社に2020年8月に第11回及び第12回新株予約権、2022年3月に第13回新株予約権、2024年3月に第14回新株予約権をそれぞれ発行しております。上記新株予約権のうち、第11回新株予約権の行使は全て完了しており、第12回新株予約権は29,200個が行使され、残存第12回新株予約権は全て取得・消却済みであり、第13回新株予約権は277,001個が行使され、残存第13回新株予約権は全て取得・消却済みであり、第14回新株予約権の行使は全て完了しております。その他、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## c．割当予定先の選定理由

当社は、前回の資金調達にあたる2024年3月に行われた第3回無担保社債及び第14回新株予約権の発行による資金調達以降も、主に直接金融の方法での資金調達方法を模索してまいりました。かかる状況下において、当社は、2025年1月に、前回の資金調達の際に割当先の斡旋を行ったマッコーリーキャピタル証券会社（所在地：東京都千代田区紀尾井町1番3号、日本における代表者：渡邊琢二）に対し資金調達の相談を行ったところ、具体的な資金調達提案を受けるに至りました。当社は、複数の証券会社並びに投資家からの提案と比較検討し、その結果、マッコーリーキャピタル証券会社及び割当予定先からの資金調達のストラクチャー・基本条件の提案、その後の面談の過程で設計されたスキームや諸条件等が、当社の今回の資金調達ニーズを満たすものであると判断し、協議交渉等を踏まえ、最終的に割当予定先を選定するに至りました。また、当社は、割当予定先のストラクチャリング能力、並びにこれまでのグローバルな活動実績や保有方針等を総合的に勘案し、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切と判断いたしました。

（注） マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、54,400,000株です。

## e．株券等の保有方針

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社の株式について、適宜判断の上、比較的短期で売却を目指すものの、運用に際しては市場の影響に常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。

割当予定先が制限超過行使を行わないこと

割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと

割当予定先は、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で、上記及び に定める事項と同様の内容を約させること

割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ、当該第三者に対し、当社との間で上記及び に定める事項と同様の内容を約させること

当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと

当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

加えて、本買取契約において、割当予定先は、当社の事前の承諾を得ることなく（但し、当該承諾は不合理に留保されてはなりません。）、当社の発行済株式総数の2%を超える当社株式を市場外取引で売却することはできない旨を定める予定です。

## f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の2024年度のアニュアルレポート（豪州の平成13年（2001年）会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料）により、2024年3月31日現在の割当予定先単体が現金及び現金同等物が48,127百万豪ドル（円換算額：4,745,803百万円）、参照為替レート：98.61円（株式会社三菱UFJ銀行2024年3月29日時点仲値）であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に必要なかつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込み及び行使に支障はないと判断しております。なお、2024年4月1日以降、割当予定先において、その財務状況に大きな変更がないことを口頭で確認しています。

#### g．割当予定先の実態

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社です。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒヤリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、当社は、割当予定先並びに当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。

なお、当社は、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（所在地：東京都港区虎ノ門3丁目7番12号虎ノ門アネックス6階、代表者：古野啓介）に調査を依頼し、割当予定先並びに当該割当予定先の役員及び主要株主が、暴力団等の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは何らの関係も有していない旨の調査報告書を2025年2月19日に受領しております。

以上より、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買取契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、割当予定先の関連会社への譲渡を除き、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付される予定です。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理的に関する考え方

当社は、本新株予約権発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）（代表者：山本顕三、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。また、赤坂国際会計は、評価基準日（2025年3月21日）における当社株式の株価（41円）、ボラティリティ（60.8%）、予想配当額（0円/株）、無リスク利率（0.9%）等を考慮し、当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達需要が発生している場合には当社による不行使期間の指定が行われないこと、割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。）を置き、評価を実施しています。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議の上で、本新株予約権1個の払込金額を、当該評価額と同額である金4円としました。なお、本新株予約権の行使価格は、当初、2025年3月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する額である38円（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額。以下同じ）とするとともに、本新株予約権の行使価格の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て5%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役の判断は適法である旨の意見がなされています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は54,400,000株（当該株式に係る議決権数は544,000個）であり、2024年12月31日現在における当社の発行済株式総数218,458,910株（当該株式に係る議決権数は2,184,395個）を分母とする希薄化率は24.90%（議決権数に係る希薄化率は24.90%）となります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数54,400,000株に対し、当社過去6か月間における1日当たりの平均出来高は10,089,143株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は7,247,975株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は4,665,527株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合、1日当たりの売却数量は74,013株（過去6か月間における1日当たりの平均出来高の0.7%）となることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、本新株予約権の発行による資金調達は当社及び当社の既存株主にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な発行株式数の増加を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の利益にも資するものと考えております。当社といたしましては、本資金調達において発行される本新株予約権の内容及び数量は、当社の中長期的な事業成長及び企業価値の向上並びに株式価値の向上を図るために必要なものであると考えております。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の発行株式数の増加が進行しないように配慮されております。

以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
マッコーリー・バンク・リミ テッド	Level 1, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000, Australia	-	-	54,400,000	19.94
日本化薬株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番 1号	12,000,000	5.49	12,000,000	4.40
マルホ株式会社	大阪府大阪市北区中津一丁目5番 22号	11,324,000	5.18	11,324,000	4.15
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式 会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM	2,430,860	1.11	2,430,860	0.89
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	2,029,100	0.93	2,029,100	0.74
荒井 好裕	東京都世田谷区	1,484,545	0.68	1,484,545	0.54
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,371,048	0.63	1,371,048	0.50
前川 富造	大阪府東大阪市	1,300,000	0.60	1,300,000	0.48
今村 均	千葉県東金市	1,157,900	0.53	1,157,900	0.42
MSIP CLIENT SECURITIES (常 任代理人 モルガン・スタン レーMUFG証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K.	1,062,522	0.49	1,062,522	0.39
計	-	34,159,975	15.64	88,559,975	32.46

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2024年12月31日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数となります。但し、別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は割当てを受けた本新株予約権の行使により取得する当社の株式について、適宜判断の上、比較的短期で売却を目指すものの、運用に際しては市場の影響に常に留意する方針です。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期、提出日2024年3月22日）及び半期報告書（第17期中、提出日2024年8月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年3月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2025年3月24日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

別記「第四部 組込情報」に記載の第16期有価証券報告書の提出日（2024年3月22日）以降、本有価証券届出書提出日（2025年3月24日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2024年3月26日提出の臨時報告書）

#### 1．提出理由

2024年3月22日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

#### 2．報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年3月22日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、荒井好裕、宮下敏雄、スタンレー・ロー、栄木憲和及び水川二郎を選任する。

###### 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、山川善之及び川井田渚を選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
取締役5名選任の件					
荒井 好裕	644,201	117,843	30,000	（注）	可決 80.79
宮下 敏雄	620,090	141,954	30,000	（注）	可決 77.77
スタンレー・ロー	634,574	127,470	30,000	（注）	可決 79.59
栄木 憲和	632,066	129,978	30,000	（注）	可決 79.27
水川 二郎	635,857	126,187	30,000	（注）	可決 79.75
第2号議案					
監査役2名選任の件					
山川 善之	644,026	118,170	30,000	（注）	可決 80.77
川井田 渚	658,155	104,041	30,000	（注）	可決 82.54

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（2025年3月10日提出の臨時報告書）

## 1. 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

無形資産の減損損失について

## (1) 当該事象の発生年月日

2025年2月12日（取締役会決議日）

## (2) 当該事象の内容

当社は、製品「ダルピラス®（SP-02）」の中国権利導出契約締結を目指し、2023年度より準備、交渉を進めてまいりました。現在も当該活動は継続中であるものの、市場環境変化の影響を受け導出候補先企業との契約経済条件意向の乖離等が生じ、未だ契約締結には至っておりません。また現在の効能・効果が希少疾病である末梢性T細胞リンパ腫であることによる市場浸透度合い、並びに適応症拡大の開発は未だ非臨床試験段階にあること等に鑑み、無形資産価値について会計上の再評価を実施し、ダルピラス®無形資産残高全額を減損処理することとなりました。

## (3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2024年12月期の連結決算において、減損損失959百万円を計上しました。

## 3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第16期有価証券報告書に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日（2024年3月22日）以降、本有価証券届出書提出日（2025年3月24日）までの間において、以下のとおり増減しております。

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2024年3月22日～ 2025年3月24日 (注)	44,085,000	218,458,910	614	2,211	614	2,522

(注) 第6回新株予約権、第8回新株予約権及び第14回新株予約権の行使による増加です。

#### 4. 最近の業績の概要

2025年2月12日に開示いたしました、2024年12月期決算短信〔IFRS〕（連結）に掲載されている第17期（自2024年1月1日至2024年12月31日）連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりです。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## ( 1 ) 連結財政状態計算書

( 単位：百万円 )

	前連結会計年度 ( 2023年12月31日 )	当連結会計年度 ( 2024年12月31日 )
<b>資産</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び現金同等物	728	886
営業債権及びその他の債権	67	232
棚卸資産	122	128
その他の流動資産	58	19
流動資産合計	976	1,266
<b>非流動資産</b>		
有形固定資産	21	19
使用権資産	60	28
無形資産	1,117	-
持分法で会計処理されている投資	6	1
その他の非流動資産	46	46
非流動資産合計	1,252	96
資産合計	2,229	1,362
<b>負債及び資本</b>		
<b>負債</b>		
<b>流動負債</b>		
営業債務及びその他の債務	213	121
リース負債	33	25
その他の流動負債	45	47
流動負債合計	293	193
<b>非流動負債</b>		
繰延税金負債	22	0
リース負債	27	0
その他の非流動負債	10	10
非流動負債合計	61	12
負債合計	354	206
<b>資本</b>		
資本金	1,596	2,211
資本剰余金	1,657	2,255
利益剰余金	1,336	3,277
自己株式	69	65
その他の資本の構成要素	26	33
資本合計	1,875	1,156
負債及び資本合計	2,229	1,362

## ( 2 ) 連結損益計算書

( 単位：百万円 )

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上収益	617	316
売上原価	280	131
売上総利益	337	185
研究開発費	403	414
販売費及び一般管理費	1,073	1,721
営業利益(損失)	1,139	1,951
金融収益	10	0
金融費用	0	5
持分法による投資損益(は損失)	5	4
その他の収益	0	-
その他の営業費用	-	0
税引前当期利益(損失)	1,135	1,961
法人所得税費用	22	19
当期利益(損失)	1,112	1,941
当期利益(損失)の帰属:		
親会社の所有者	1,112	1,941
1株当たり当期利益(損失)		
基本的1株当たり当期利益(損失)(円)	6.62	9.77
希薄化後1株当たり当期利益(損失)(円)	6.62	9.77

## (3) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期利益(損失)	1,112	1,941
その他の包括利益		
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	9	7
小計	9	7
その他の包括利益合計	9	7
当期包括利益	1,103	1,933
当期包括利益の帰属：		
親会社の所有者	1,103	1,933

## (4) 連結持分変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			資本合計
					在外営業活動体の外貨換算差額	新株予約権	合計	
2023年1月1日残高	1,436	1,500	223	70	15	3	19	2,662
当期包括利益								
当期利益（損失）	-	-	1,112	-	-	-	-	1,112
その他の包括利益	-	-	-	-	9	-	9	9
当期包括利益合計	-	-	1,112	-	9	-	9	1,103
所有者との取引額								
新株予約権の行使	160	159	-	-	-	1	1	318
自己株式の処分	-	-	-	0	-	-	-	0
株式報酬取引	-	2	-	-	-	-	-	2
所有者との取引額合計	160	156	-	0	-	1	1	315
2023年12月31日残高	1,596	1,657	1,336	69	25	1	26	1,875
当期包括利益								
当期利益（損失）	-	-	1,941	-	-	-	-	1,941
その他の包括利益	-	-	-	-	7	-	7	7
当期包括利益合計	-	-	1,941	-	7	-	7	1,933
所有者との取引額								
新株予約権の行使	614	600	-	-	-	-	-	1,215
新株予約権の消却	-	-	-	-	-	1	1	1
自己株式の処分	-	-	-	3	-	-	-	3
株式報酬取引	-	2	-	-	-	-	-	2
所有者との取引額合計	614	597	-	3	-	1	1	1,214
2024年12月31日残高	2,211	2,255	3,277	65	33	-	33	1,156

## (5) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(損失)	1,135	1,961
減価償却費及び無形資産償却費	500	195
減損損失(又は戻入れ)	-	959
金融収益	10	3
金融費用	0	1
持分法による投資損益(は益)	5	4
営業債権及びその他の債権の増減額	540	164
棚卸資産の増減額	108	5
営業債務及びその他の債務の増減額	118	92
その他	7	37
小計	332	1,030
利息の受取額	0	0
利息の支払額	0	1
法人所得税の支払額	25	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	359	1,033
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	0	1
その他	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	-	500
社債の償還による支出	-	500
新株の発行による収入	318	1,215
新株予約権の取得による支出	-	1
リース負債の返済による支出	42	33
財務活動によるキャッシュ・フロー	275	1,180
現金及び現金同等物の増減額	83	146
現金及び現金同等物の期首残高	803	728
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	11
現金及び現金同等物の期末残高	728	886

- ( 6 ) 連結財務諸表に関する注記事項  
( 継続企業の前提に関する注記 )  
該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

## （セグメント情報）

当社グループの報告セグメントは単一であるため、記載を省略しております。

## （1株当たり情報）

基本的1株当たり当期利益（損失）の算定上の基礎は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する利益（損失）		
親会社の所有者に帰属する当期利益（損失）（百万円）	1,112	1,941
親会社の普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
親会社の普通株主に帰属する当期利益（損失）（百万円）	1,112	1,941
期中平均普通株式数（株）	168,131,901	198,704,239

希薄化後1株当たり当期利益は、ストック・オプション及び株式給付信託が逆希薄化効果を有するため、基本的1株当たり当期利益と同額にて表示しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年3月22日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第17期中)	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	2024年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月22日

ソレイジア・ファーマ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 浩史  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 河合 秀敏  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソレイジア・ファーマ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、ソレイジア・ファーマ株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、がん領域を対象とする医薬品の開発事業化を主たる事業とするバイオベンチャー企業である。</p> <p>医薬品候補の導入には多額の資金を要し、導入後も開発費用の負担により長期にわたって先行投資の期間が続くことから、会社は継続して営業損失を計上し、かつ営業キャッシュ・フローは継続してマイナスであり、当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は728百万円となっている。</p> <p>当該状況について、経営者は、固定費の削減を実施するとともに、医薬品パイプラインの新たな権利導出に向けて候補先企業との交渉を継続中である。また期末日後にマッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第3回無担保普通社債及び第14回新株予約権を発行することによって、当面の事業活動を継続するための十分な資金を有していると判断しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在していないと評価している。</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を評価するに際し、経営者は事業計画を策定しているが、事業計画には医薬品パイプラインの新たな導出等の重要な仮定が含まれ、経営者の高度な判断が反映されている。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する経営者の評価とその評価の基礎となっている事業計画については、監査人として慎重な検討が必要なため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する経営者の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を経営者に質問した。</li> <li>経営者への質問を行い、医薬品パイプラインの新たな導出が実現できない状況等が生じていないか確かめた。</li> <li>取締役会により承認された事業計画について、経営者への質問を行うとともに、事業計画を分析し、経営者が設定した仮定を含め、事業計画の合理性を検討した。</li> <li>過年度の事業計画と実績との乖離要因を分析し、事業計画の精度を検討した。</li> <li>事業計画に含まれる見積りの不確実性を検討するために、複数シナリオを設定したストレス・テスト（想定以上の負荷を設定したテスト）を実施した。</li> <li>資金面について、今後の資金調達計画を理解するとともに、計画された資金調達手段や、調達規模について過去の実績との比較によりその実現可能性について評価し、当面の事業活動を継続するための十分な資金を有していることを検証した。</li> <li>期末日後に行われた資金調達の入金を確かめるために、証憑との突合を実施した。</li> </ul>

製品関連無形資産の減損の判定に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「10．無形資産」に記載されているとおり、会社の当連結会計年度の連結財政状態計算書には、製品関連無形資産1,117百万円が計上されており、総資産の50.1%を占めている。</p> <p>連結財務諸表注記「10．無形資産」に記載のとおり製品関連無形資産のうち、使用可能である製品関連無形資産については、減損の兆候が存在する場合に減損テストが行われている。判定の結果、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>使用可能である製品関連無形資産については、過年度に策定した将来の販売計画の当連結会計年度における達成状況等に基づき減損の兆候の有無を判定している。その結果、減損の兆候が存在する場合には、使用価値で回収可能価額を測定している。使用価値の算定は見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値を基礎として算定されているが、見積将来キャッシュ・フローの算定に用いられる販売計画は、販売数量予測に基づいて策定されている。販売数量予測は経営者による主観的判断を伴う領域である。</p> <p>以上から、当監査法人は、製品関連無形資産の減損テストに関する経営者の判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、製品関連無形資産の減損テストに関する経営者の判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>製品関連無形資産の減損の判定に関連する内部統制を理解した。</li> <li>使用可能である製品関連無形資産について、経営者が作成した販売計画の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>販売計画に用いられている販売数量予測について、経営者に質問し、過去の実績や利用可能な外部データに照らして、経営者が使用した重要な仮定の合理性を評価した。</li> <li>前連結会計年度に策定した当連結会計年度の販売計画と販売実績を比較し、前連結会計年度の見積りから当期において変更となったものについて、その変更の理由を確認した。</li> </ul> </li> </ol>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ソレイジア・ファーマ株式会社の2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ソレイジア・ファーマ株式会社が2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

ソレイジア・ファーマ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 浩史  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 河合 秀敏  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソレイジア・ファーマ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソレイジア・ファーマ株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する評価の妥当性
--

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する評価の妥当性）と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。
--

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年8月14日

ソレイジア・ファーマ株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 河合 秀敏  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工藤 博靖  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソレイジア・ファーマ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、ソレイジア・ファーマ株式会社及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。